

## ほくよう年金定期預金

(2026年4月1日)

1. 商品名 [愛称]	ほくよう年金定期預金 [愛称: ゆうゆう～悠々～]
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たに当行口座で公的年金をお受取りいただけるお客さま</li> <li>●既に当行口座で公的年金をお受取りいただいているお客さま</li> </ul>
3. お申込条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本定期をお預け入れ期間中、当行で継続して年金をお受取りいただくこと。</li> <li>●お預入れの際に確認させていただく主な資料は以下のとおりです。 (初めて当行でお受取り場合): 「年金請求書」 (既に他行でお受取りの場合): 「支払機関変更届」と年金受給のお通帳</li> </ul>
4. 預金種類	●自動継続自由金利型定期預金(M型) 通称「自動継続スーパー定期」
5. お預入期間	●1年
6. お預入種類	●自動継続[元金継続]のみ
7. お申込金額	●1万円以上～合計で300万円以内
8. お預入方法 (1) お預入方法 (2) 最低お預入金額 (3) お預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>●店頭窓口にてお預入れいただきます。 (※ATMおよび北洋銀行アプリによるお預入れはできません)</li> <li>●1万円以上</li> <li>●1円単位</li> </ul>
9. 払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
10. お利息 (1) 適用金利	<p>①他金融機関からのお預け替え : 店頭表示金利 + 0.200%</p> <p>②当行預金からのお振り替え : 店頭表示金利 + 0.100%</p> <p>【①のご注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●定期預金のお預入れ日の1ヵ月前応当日以降に、窓口・ATMによる現金入金やお振込み等により、当行に新規でお預入れいただいたご資金が対象です。</li> </ul> <p>【②の注意事項】</p> <p>&lt;対象外のお取引&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当行でお預かりしている公共債、投資信託、生命保険、外貨預金等の満期金・解約金</li> </ul> <p>【以下、①と②共通のご注意事項】</p> <p>&lt;満期後のお取扱い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●上記の特別金利は当初預入期間のみの適用となります。</li> <li>●満期後は、公的年金を継続してお受取りいただいている場合は、書替日時点の店頭表示金利+0.100%にて継続します。公的年金の受取りが確認できない場合は、書替継続日における同期間のスーパー定期の店頭表示金利にて継続します。</li> </ul>

ほくよう年金定期預金

<p>(2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) お利息への課税  (5) 金利情報の入手方法</p>	<p>●満期日以後に一括してお支払いします。 ●付利単位を1円、1年を365日とした日割により計算します。 ●お客さまが居住者である個人の場合は2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間のお受取りに際し、20.315% (所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税金が源泉徴収され、源泉分離課税となります。 ●障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまは、マル優のお取扱いも可能です。 ●店頭または当行ホームページにてご確認ください。</p>
<p>11. 手数料</p>	<p>●ございません。</p>
<p>12. 中途解約時のお取扱い</p>	<p>●お預入期間に応じた期限前解約利率により計算したお利息とともにお支払いします。</p>
<p>13. 付加できる特約事項</p>	<p>●総合口座通帳をご利用のお客さまについては、総合口座の担保としてのお取扱いが可能です。 (貸越限度額は担保定期預金の90%以内で最高300万円、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率になります)</p>
<p>14. 当行が契約している 指定紛争解決機関 (金融ADR機関)</p>	<p>●一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことであります。</p>
<p>15. その他参考となる事項</p>	<p>●満期日までに継続を停止するお申出が無い場合は、満期日に同一の期間、同一の利息支払い方法でスーパー定期として自動継続します。 ●この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。 (ただし、決済用普通預金以外の他の保護対象預金と合算して、1預金者につき1,000万円までの元金とその利息が保護されます) ●金利情勢の変化等により、適用金利、商品内容を変更する場合があります。</p>
<p>16. お取扱店</p>	<p>●公的年金の受取り口座開設店(1カ店のみ)</p>